



鳥取県公報

平成15年9月2日(火)
第7515号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (538) (協働推進室)	1
	鳥獣保護区の区域の指定 (539) (環境政策課)	2
	特定計量器の定期検査の実施 (540) (経済交流課)	2
	土地改良法による換地計画の決定 (541) (耕地課)	3
	県営土地改良事業の工事の完了 (542) (〃)	3
	森林病虫害の駆除命令 (543) (森林保全課)	4
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (544) (〃)	4
	保安林の指定の解除 (2件) (545・546) (〃)	5
	漁船損害等補償法による漁船保険契約に係る加入区の指定の変更 (547) (水産課)	6
公 告	平成15年度後期技能検定の実施 (労働雇用課)	6
	砂利採取業務主任者試験の実施 (治山砂防課)	10
調達公告	公募型プロポーザル方式による業務委託の受託者の選定 (管理課)	11
	公募型指名競争入札の実施 (企業局総務課)	14

告 示

鳥取県告示第538号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成15年10月19日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 申請のあった年月日
平成15年8月19日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 倉吉市河北地区スポーツクラブ
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
加藤 康彦
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市福庭337

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県体育協会を中心として、倉吉市教育委員会、競技団体等との連携のもと、スポーツ少年団を核とした総合型地域スポーツクラブを育成することにより、地域住民による自主的・自発的なスポーツクラブの組織化及び定着化を推進し、生涯スポーツ社会の実現をはかる。

鳥取県告示第539号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、鳥獣保護区の区域を指定する予定であるので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該区域に係る住民及び利害関係人は、平成15年9月15日までに、知事に縦覧に供された案についての意見書を提出することができる。

平成15年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 鳥獣保護区の名称

鷲峰山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

気高郡鹿野町に所在する鳥取森林管理署鷲峰山国有林の111林班、112林班、115林班及び116林班の区域並びに鳥取市に所在する鳥取森林管理署猪呼谷国有林の113林班及び114林班の区域並びに千代川森林計画区鳥取市144林班、145林班及び146林班の区域（面積893ヘクタール）

3 鳥獣保護区の存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

この区域は、常緑広葉樹や落葉広葉樹などからなる多様な森林環境が維持されており、鳥獣の生息環境として良好であるため、多様な鳥獣が生息している。これらの森林に生息する鳥獣の保護を図るため、当該区域を森林鳥獣生息地の保護区に指定し、もって地域における生物多様性の確保を図るものである。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

鳥取県生活環境部環境政策課並びに鳥取市農林水産課及び鹿野町農林振興課

6 1から4までに掲げる事項の縦覧期間

平成15年9月2日から14日間

鳥取県告示第540号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
鳥取市	平成15年10月2日(木)	午前10時から 正午まで	鳥取市湖山町北六丁目334 鳥取市立湖山地区公民館
"	"	午後1時から 午後3時まで	鳥取市賀露町西四丁目1806 鳥取中央漁業協同組合
"	平成15年10月3日(金)	午前10時から 午後3時まで	鳥取市吉成三丁目1-1 鳥取市立市民体育館
"	平成15年10月6日(月)	"	鳥取市新品治町1-2 中国電力株式会社鳥取支社
"	平成15年10月7日(火)	"	鳥取市掛出町12 鳥取市民会館
"	平成15年10月14日(火)	"	"
"	平成15年10月17日(金)	"	"
"	平成15年10月24日(金)	"	鳥取市若葉台南七丁目7 鳥取県計量センター
"	平成15年11月4日(火)から同月28日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済交流課計量係

鳥取県告示第541号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る下蚊屋地区(2工区)の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年9月2日から20日間

3 縦覧に供する場所

江府町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第542号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により告示する。

平成15年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ほ場整備事業下蚊屋地区(2工区)区画整理	平成11年11月20日
県営公害防除特別土地改良事業小田川地区区画整理	平成14年2月28日

鳥取県告示第543号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 区域及び期間

(1) 区域

倉吉市、岩美郡岩美町及び福部村、東伯郡泊村並びに西伯郡西伯町、会見町、淀江町、大山町、名和町及び中山町の各一部(別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成15年9月26日から平成16年2月28日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する各総合事務所農林局長及び各地方農林振興局長に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄総合事務所農林局及び各地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第544号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、特別代倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市、境港市、岩美郡福部村、東伯郡北条町及び大栄町並びに西伯郡日吉津村の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成15年9月26日から平成16年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破碎又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破碎を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、焼却すること。

イ 破碎後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップ - により破碎する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する各総合事務所農林局の長及び鳥取地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄総合事務所農林局及び鳥取地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第545号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除に係る保安林の所在場所

米子市新開三丁目1519の22

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第546号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡羽合町大字長瀬字新川前2295の1、2295の2
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第547号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による加入区の指定を次のとおり変更したので、同条第6項の規定により告示する。

平成15年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後		改 正 前	
加入区の名称	区域	加入区の名称	区域
岩美加入区	岩美郡岩美町のうち大字田後を除く区域	東加入区	岩美郡岩美町のうち大字大羽尾、小羽尾、陸上及び田河内の区域
田後加入区	岩美郡岩美町のうち大字田後の区域	浦富加入区	岩美郡岩美町のうち大字浦富及び牧谷の区域
略		田後加入区	岩美郡岩美町のうち大字田後の区域
泊中部加入区	東伯郡泊村、羽合町、北条町及び大栄町の区域	網代加入区	岩美郡岩美町のうち大字網代、岩本及び大谷の区域
略		略	
		泊加入区	東伯郡泊村一円

公 告

平成15年度後期技能検定を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する等級別の職種（作業）

(1) 特級

金属熱処理
機械加工
金属プレス加工
めっき
仕上げ
機械検査
機械保全
電子機器組立て
電気機器組立て
空気圧装置組立て
建設機械整備
紳士服製造
プラスチック成形

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）
金型製作（プレス金型製作作業、プラスチック成形用金型製作作業）
工場板金（機械板金作業）
ロープ加工（ロープ加工作業）
機械検査（機械検査作業）
機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）
電気機器組立て（シーケンス制御作業）
半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）
プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）
鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）
油圧装置調整（油圧装置調整作業）
農業機械整備（農業機械整備作業）
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）
和裁（和服製作作業）
石材施工（石材加工作業、石積み作業）
パン製造（パン製造作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
配管（建築配管作業、プラント配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシート
トーチ工法防水工事作業）
ガラス施工（ガラス工事作業）

テクニカルイラストレーション（立体図作成作業、立体図仕上げ作業）
 建築図面製作（建築製図CAD作業）
 機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）
 塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 3級

機械検査（機械検査作業）
 機械保全（機械保全作業）
 プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）
 配管（建築配管作業、プラント配管作業）
 テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション作業）

(4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）
 樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

2 検定の方法

検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成15年11月28日（金）から平成16年2月22日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成15年11月21日（金）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 特級

平成16年2月8日（日）

(イ) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、鉄筋施工及びガラス施工	平成16年2月1日（日）
さく井、金型製作、工場板金、ロープ加工、鉄道車両製造・整備、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、建築図面製作、機械・プラント製図及び塗装	平成16年2月8日（日）
機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、和裁及びテクニカルイラストレーション	平成16年2月15日（日）

(ウ) 3級

職 種	実 施 期 日
機械検査及び配管	平成16年2月1日(日)
機械保全、プリント配線板製造及びテクニカルイラストレーション	平成16年2月15日(日)

(エ) 単一等級

職 種	実 施 期 日
樹脂接着剤注入施工	平成16年2月8日(日)
電子回路接続	平成16年2月15日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

ア 特級

15,700円

イ 1級及び2級

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
機械検査及び婦人子供服製造	13,000円
和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作及び機械・プラント製図	11,500円

ウ 3級

職 種	手 数 料	
	在 校 生	在校生以外
機械保全、プリント配線板製造及び配管	10,500円	15,700円
機械検査	8,700円	13,000円
テクニカルイラストレーション	7,700円	11,500円

エ 単一等級

15,700円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

平成15年9月30日(火)から同年10月10日(金)までの日(ただし、10月4日(土)及び同月5日(日)を除く。)

なお、郵送による場合は、平成15年10月10日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

- ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種についても、受け付ける。
- エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。
- オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。
- カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成16年3月23日付けの鳥取県公報で公告する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成16年3月23日付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県職業能力開発協会（電話0857 - 22 - 3494）又は鳥取県商工労働部労働雇用課（電話0857 - 26 - 7222）に問い合わせること。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成15年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成15年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成15年11月7日（金）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

2 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 砂利の採取に関する法令	2 時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)	

3 受験申込手続

次の書類を平成15年9月9日（火）から同年10月6日（月）までの間に住所地を管轄する各地方県土整備局又は各総合事務所の県土整備局に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成15年10月6日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。また、受験願書は、各地方県土整備局及び各総合事務所の県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

(1) 受験願書

(2) 写真(手札型(8.0×11.0センチメートル)とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 7,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

(2) 受験についての詳細は、各地方県土整備局又は各総合事務所の県土整備局に問い合わせること。

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成15年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 鳥取沿岸漂砂メカニズム解析(総合的な土砂管理ガイドライン策定)業務委託

(2) 業務場所 鳥取県内の日本海沿岸部全域

(3) 業務概要

本件業務は、鳥取県内の日本海沿岸部全域の総合的な土砂の管理に基づく海岸保全の実施を目的とし、漂砂の機構の解析及び総合的な土砂の管理に関する指針の案の作成を行うものである。

(4) 業務の詳細

ア 海岸線の面積、延長及び幅の変化並びに侵食の速度の調査及び解析

イ てい線及び土砂量の変化並びに土質の変動の調査及び解析

ウ 河川から流出した土砂の土量の変化並びに土質の変動の調査及び解析

エ 土砂の収支の均衡を描いた土砂収支図の作成

オ てい線の変化等の基準点座標の設置

カ 総合的な土砂の管理に関する指針の案の作成

(5) 履行期間 契約日から平成16年3月19日まで

(6) 委 託 料 3,500万円程度(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第648号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(3) 平成15年9月2日(火)からあって通知する本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 平成15年4月1日(火)からあって通知する本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生

法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 平成6年度以降に業務が完了し、成果品を納入している海岸の保全に係る基本計画の策定に係る業務、漂砂の調査及び解析に係る業務又は土砂収支及び地形変化に係る業務（以下「同種業務」という。）を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(6) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所（以下「本店等」という。）を鳥取県内に有する者にあつては、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務若しくは地質調査業務に従事している常勤の技術部門の要員を鳥取県内の本店等において合わせて20名以上有し、又は技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者（以下「技術士」という。）であつて常勤のものを30名以上有すること。

(7) 本店等を鳥取県内に有しない者にあつては、常勤の技術士を30名以上有すること。

(8) 次掲げる基準のいずれかを満たす技術者で、本件業務の実施期間中管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置することができるものを有すること。なお、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であつてはならない。

ア 技術士であること。

イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行なうシビルコンサルティングマネージャ資格試験に合格し、登録を受けている者（河川、砂防及び海岸部門又は港湾及び空港部門に係る登録を受けている者に限る。）であること。

3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者（以下「提案者」という。）は、本庁委員会で、参加表明書を提出した者の中から、下記の事項を審査して選定する。

(1) 同種業務の実績

(2) 本件業務に係る組織体制

(3) 配置予定の技術者の資格、従事している業務、実績等

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、海岸関係の学識経験者、鳥取県内の日本海沿岸部の利用者代表等で構成する鳥取沿岸漂砂メカニズム解析（総合的な土砂管理ガイドライン策定）業務企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で下記の事項について行う。

(1) 業務実施方針の妥当性

(2) 業務実施内容の妥当性

(3) 見積額と企画提案内容との関係

5 最優秀提案者の選定

最優秀提案者の選定は、本庁委員会で、下記の事項を総合的に勘案して行う。

(1) 評価委員会による企画提案書の評価

(2) 業務実績及び業務遂行体制

(3) 配置予定技術者

(4) 実施計画

6 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

ア 事務手続（書類の提出先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土整備部管理課企画調整室（鳥取県庁本庁舎5階）

電話0857 - 26 - 7499

イ 技術的事項（業務内容の問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部河川課河川係（鳥取県庁本庁舎 5階）

電話0857 - 26 - 7379

- (2) 鳥取沿岸漂砂メカニズム解析（総合的な土砂管理ガイドライン策定）業務委託に係る参加表明書及び企画提案書作成要領（以下「企画提案書作成要領」という。）の交付

ア 交付期間

平成15年9月2日（火）から同月11日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)のアに同じ。

- (3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書作成要領に基づき、参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)のアに同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

- (4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

提案者に選定された者は、企画提案書等作成要領に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)アに同じ。

ウ 提出期間

提案者に選定された者に、別途通知する。

- (5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき、質問書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)のアに同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

7 契約の締結

最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5の選定において、その者に次いで優れていると認められた者と、順次契約の交渉を行う。

なお、企画提案書の内容に関し、評価委員会の意見が附帯された場合、契約締結の交渉において当該企画提案書の内容の修正に関する協議を行う。

8 その他

- (1) 契約書作成の要否

要

- (2) 関連情報を入手するための紹介窓口

6の(1)にのAに同じ。

- (3) 詳細は、企画提案書等作成要領による。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年8月22日付鳥取県公報第7512号中調達公告公募型指名競争入札の実施は、廃止する。

平成15年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 日野川第一発電所小原川導水路補強工事
- (2) 工事場所 日野郡日南町菅沢
- (3) 工事内容 本件工事は、小原川導水路トンネルの覆工背面の空洞部分を充てんすることにより補強する工事である。
- (4) 工事の詳細
 - ア 裏込注人工（発泡ウレタン） 345.1m
 - イ 仮設工（坑内、外設備） 1式
- (5) 工 期 平成15年9月から平成16年2月28日まで
- (6) 予定価格 84,348,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 土木一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、一般土木工事に係るものを有すること。
- (4) 平成15年9月2日（火）から同年9月17日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成15年9月2日（火）から同年9月17日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (6) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているトンネル補修工事（トンネル覆工背面の空洞を充てんするものをいう。以下「同種工事」という。）を元請けとして受注した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (7) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
 - ア 主任技術者にあつては、次に掲げる基準を満たす者であること。
 - (ア) 平成6年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
 - (イ) 建設業法第27条第1項に規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
 - イ 監理技術者にあつては、(7)のア及び次に掲げる基準を満たす者であること。
 - (ア) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者である

こと。

(イ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年9月2日(火)から同年9月17日(水)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/kigyounyusatu/nyusatu.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付時期及び時間

平成15年9月2日(火)から同年9月17日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局総務課経営企画室(鳥取県庁第二庁舎2階)

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局総務課経営企画室(鳥取県庁第二庁舎2階)

ウ 提出方法

持参又は郵便によること。なお、郵便による申込みは、書留郵便によることとし、平成15年9月17日(水)午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県企業局総務課経営企画室(電話番号0857-26-7445)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(7)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(7)のイの(ア)に掲げる基

準を満たす主任技術者又は2の(7)のイの(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。